

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう
師等に関する法律

しくは指圧、はり又はきゅうを業としようとする者は、それぞれ、あん摩マツサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許（以下免許といふ。）を受けなければならない。

第二条 免許は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者（この項の規定により文部科学大臣の認定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、三年以上、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の認定した学校又は次の各号に掲げる者の認定した当該各号に定める養成施設において解剖学、生理学、病理学、衛生学その他のあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師となるのに必要な知識及び技能を修得したものであつて、厚生労働大臣の行うあん摩マツサージ指圧師国家試験（以下「試験」という。）に合格した者に対して、厚生労働大臣が、これを与える。

一 厚生労働大臣 あん摩マツサージ指圧師の養成施設、あん摩マツサージ指圧師及びはり師の養成施設、あん摩マツサージ指圧師及びきゅう師の養成施設又はあん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師の養成施設

二 都道府県知事 はり師の養成施設、きゅう師の養成施設又ははり師及びきゅう師の養成施設

前項の認定を申請するには、申請書に、教育課程、生徒の定員その他文部科学省令・厚生労働省令で定める事項を記載した書類を添付して、文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより、これを文部科学大臣、厚生労働大臣又は養成施設の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

第一項の学校又は養成施設の設置者は、前項に規定する事項のうち教育課程、生徒の定員その他の文部科学省令・厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、文部科学省令・厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣又は同項の都道府県知事の承認を受けなければならない。

文部科学大臣又は厚生労働大臣は、第一項に規定する基準を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならぬ。い。

厚生労働大臣は、厚生労働省に置くあん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師試験委員（次項において「試験委員」という。）に、試験の問題の作成及び採点を行わせる。

試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けない場合においても、返還しない。

厚生労働大臣は、試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正行為に關係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

厚生労働大臣は、前項の規定による処分を受けた者について、期間を定めて試験を受けることができる。

第三条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

一 心身の障害によりあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師の業務を適正に行うことのできない者として厚生労働省令で定めるもの

二 麻薬、大麻又はあへんの中毒者

三 罰金以上の刑に処せられた者

四 前号に該当する者を除くほか、第一条に規定する業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者

第三条の二 厚生労働省にあん摩マツサージ指圧師名簿、はり師名簿及びきゅう師名簿を備え、それぞれ、あん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師（以下「施術者」という。）の免許に関する事項を登録する。

第三条の三 免許は、試験に合格した者の申請により、あん摩マツサージ指圧師免許証、はり師免許証又はきゅう師免許証（以下「免許証」という。）を交付する。

第三条の三の二 厚生労働大臣は、免許を申請した者について、第三条第一号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

第三条の四 厚生労働大臣は、厚生労働省令の定めるところにより、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

指定試験機関の指定は、厚生労働省令の定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の各号に掲げる要件を満たしていると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

厚生労働大臣は、第二項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、一般社団法人又は一般財團法人以外の者であること。

二 申請者が、その行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第三条の十七の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

第三条の五 指定試験機関の役員の選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

厚生労働大臣は、指定試験機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは第三条の七第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

第三条の六 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度についてては、その指定を受けた後遅滞なく）、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

第三条の七 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程（以下「試験事務規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

試験事務規程で定めるべき事項は、厚生労働省令で定める。

厚生労働大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、指定試験機関に対して、これを変更すべきことを命ずることができることとする。

第三条の八 指定試験機関は、試験の問題の作成及び採点をあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師試験委員（次項から第四項まで、次条及び第三条の十一第一項において「試験委員」という。）に行わせなければならぬ。

指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

指定試験機関は、試験委員を選任したときは、厚生労働省令の定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。

試験委員に変更があつたときも、同様とする。

第三条の九 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

第三条の十 指定試験機関が試験事務を行ふ場合において、指定試験機関は、試験に關して不正について準用する。

第三条の五第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

第十三条の七 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第一条の規定に違反して、あん摩、マツサージ若しくは指圧、はり又はきゅうを業とした者

二 虚偽又は不正の事実に基づいてあん摩マツサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を受けた者

三 第七条の二（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四 第十二条の規定に違反した者

五 第十二条の三の規定に基づく業務禁止の处分に違反した者

六 第三条の八次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

七 第九条第一項（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく指示に違反した者

八 第九条の二第一項又は第二項（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、業務を行つたもの

九 第十条第一項（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十 第十二条の三の規定に基づく業務停止の处分に違反した者

十一 第十二条の二（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく指示に違反した者

十二 第十二条の三の規定に基づく業務停止の处分に違反した者

十三 第十三条の九次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条の十二（第三条の二十五において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に

虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第三条の十四（第三条の二十五において準用する場合を含む。）の規定による報告をせよ。又は虚偽の報告をしたとき。

三 第三条の十五第一項（第三条の二十五において準用する場合を含む。）の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第三条の十六（第三条の二十五において準用する場合を含む。）の許可を受けないで試験事務又は登録事務の全部を廃止したとき。

五 第十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第十三条の人第一号又は第五号から第七号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

第六条の規定に違反した者

第七条の規定に違反した者

第八条第一項（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく指示に違反した者

第九条第一項（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の届出をした者

第十条第一項（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十二条の二第一項又は第二項（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の届出をした者

第十三条の八次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第十三条の人第一号又は第五号から第七号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

第十五条 この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第十六条 明治四十四年内務省令第十号按摩術營業取締規則、明治四十四年内務省令第十一号鍼灸術營業取締規則、昭和二十一年厚生省令第四十七号柔道整復術營業取締規則又は昭和二十一年厚生省令第二十八号（按摩術營業取締規則、鍼灸術營業取締規則及び柔道整復術營業の免許又は停止の処分は、夫々この法律の相違による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第十七条 第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく指示に違反した者

第十八条 第二条第一項の規定の適用について

第十九条 第二条第一項の規定による届出をせよ。又は虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十条 第二条第一項（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく指示に違反した者

第二十一条 第二条第一項の規定による届出をせよ。又は虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十二条 第二条第一項（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく指示に違反した者

第二十三条 第二条第一項（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく指示に違反した者

第二十四条 第二条第一項の規定による届出をせよ。又は虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十五条 第二条第一項の規定による届出をせよ。又は虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十六条 第二条第一項の規定による届出をせよ。又は虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十七条 第二条第一項の規定による届出をせよ。又は虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十八条 第二条第一項の規定による届出をせよ。又は虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十九条 第二条第一項の規定による届出をせよ。又は虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十条 第二条第一項の規定による届出をせよ。又は虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十一条 第二条第一項の規定による届出をせよ。又は虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十二条 第二条第一項の規定による届出をせよ。又は虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

しくはあん摩マツサージ指圧師、はり師及びさーじ師の養成施設において、あん摩マツサージ指圧師については三年以上、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びさーじ師については五年以上、これらの者となるのに必要な知識及び技能を修得したものは、試験を受けることができる。

前項の規定の適用については、旧国民学校令（昭和十六年勅令第百四十八号）による国民学校の高等科を卒業した者、旧中等学校令による中等学校の二年の課程を終わつた者又は文部科学省令・厚生労働省令の定めるところによりこれららの者と同等以上の学力があると認められる者は、学校教育法第五十七条の規定により高等学校に入學することのできる者とみなす。

文部科学大臣又は厚生労働大臣は、第一項に規定する基準を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聽かなければならぬ。

学校教育法第五十七条の規定により高等学校に入學することのできる者とみなす。

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十八年八月一五日法律第二六号）抄

この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。

附 則（昭和二十八年八月一五日法律第二六号）抄

この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。

附 則（昭和三十一年八月一二日法律第一六号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三一年八月一二日法律第一六号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二五年三月二八日法律第二六号）

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和二六年四月一日法律第一一六号）

この法律中第七条の改正に関する部分は、公布の日から起算して六月を経過した日から、その他

の部分は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二八年一月一〇日法律第三六号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二八年八月一五日法律第二一六号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二九年八月一二日法律第一一六号）

この法律は、公布の日から施行する。

おいてその者について、それぞれ当該各号に定める名簿を作成している都道府県知事が与えたものとみなす。

二 あん摩マツサージ指圧師免許 あん摩マツサージ指圧師名簿

三 はり師免許 きゅう師名簿

四 きゅう師免許 きゅう師名簿

この法律(附則第一項第四号及び第五号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為並びに附則第三項第一号の規定により従前の例によることとされる届出に係るこの法律の施行後にした行為及び同項第二号の規定により従前の例によることとされるトランプ類税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六三年五月三一日法律第七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(実施のための準備)

第二条 この法律による改正後のあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(以下「新法」という。)の円滑な実施を確保するため、文部大臣は新法第二条第一項に規定する学校、厚生大臣は同項に規定する養成施設、新法第三条の四第一項に規定する指定試験機関及び新法第三条の二十三第一項に規定する指定登録機関(以下「指定登録機関」という。)に關し必要な準備を行うものとする。

(あん摩マツサージ指圧師国家試験、はり師國家試験又はきゅう師国家試験の受験資格の特例)

第六条 新法第二条第一項の規定にかかるわらず、この法律の施行の際に旧法第二条第一項の規定により文部大臣の認定した学校又は厚生大臣の認定した養成施設において同項に規定する知識及び技能の修得を終えている者並びにこの法律の施行の際現に当該学校又は養成施設において当該知識及び技能を修得中の者であつてこの法律の施行後にその修得を終えたものは、あん摩マツサージ指圧師国家試験、はり師国家試験又はきゅう師国家試験を受けることができる。この場合において、当該知識及び技能を修得中の者がその修得を終える日までの間は、当該学校又は養成施設に係る旧法第二条第一項の規定

（旧法の規定によりあん摩マツサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を受けた者）
第七条 旧法の規定によりあん摩マツサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を受けた者は、新法の規定によりあん摩マツサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を受けた者とみなす。
（旧法の規定によるあん摩マツサージ指圧師免許証、はり師免許証又はきゅう師免許証）
第八条 旧法第三条の二の規定により交付されたあん摩マツサージ指圧師免許証、はり師免許証又はきゅう師免許証は、新法第三条の三第二項の規定により交付されたあん摩マツサージ指圧師免許証、はり師免許証又はきゅう師免許証とみなす。
（旧法の規定によるあん摩マツサージ指圧師名簿、はり師名簿又はきゅう師名簿）
第九条 旧法第三条の三の規定によるあん摩マツサージ指圧師名簿、はり師名簿又はきゅう師名簿は、新法第三条の二の規定によるあん摩マツサージ指圧師名簿、はり師名簿又はきゅう師名簿とみなし、旧法第三条の三の規定によりなされたあん摩マツサージ指圧師名簿、はり師名簿又はきゅう師名簿への登録は、新法第三条の二の規定によりなされたあん摩マツサージ指圧師名簿、はり師名簿又はきゅう師名簿への登録とする。
都道府県知事は、附則第三条に規定する厚生大臣の告示する日において、前項に規定するあん摩マツサージ指圧師名簿、はり師名簿及びきゅう師名簿を厚生大臣に引き継ぐものとする。
指定登録機関があん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師の登録の実施等に関する事務を行う場合における前項の規定の適用については、「厚生大臣」であるのは、「指定登録機関に」とする。
(講習会)

行為は、新法中にこれに相当する規定があるときは、新法（第二条第一項「学校又は養成施設に関する部分に限る。」）を除く。）によつてしまるものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の日から附則第三条又は第四条に規定する厚生大臣の告示する日までの間にした行為であつてこれらの規定によりなお効力を有するものとされる旧法第二条（学校及び養成施設に関する部分を除く。）又は第九条第一項の規定に係るものに対する罰則の適用については、附則第三条又は第四条に規定する厚生大臣の告示する日後も、なお従前の例による。（経過措置の政令への委任）

第十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成元年六月二八日法律第三一
号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成三年四月二日法律第二五
号）抄

（施行期日）

1 この法律は、平成三年七月一日から施行する。

附 則（平成五年一一月一二日法律第八
九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。（諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条规定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮詢その他の求めがされた場合においては、当該諮詢その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかるらず、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)
第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く。)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)
第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成六年七月一日法律第八四号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条中母子保健法第十八条の改正規定(又は保健所を設置する市)を「保健所を設置する市又は特別区」に改める部分を除く。)は平成七年一月一日から、第二条、第四条、第五条、第七条、第九条、第十一条、第十三条、第十五条、第十七条、第十八条及び第二十条の規定並びに附則第三条から第十二条まで、附則第二十三条から第三十七条まで及び附則第三十九条の規定は平成九年四月一日から施行する。
(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅうう師等に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)
第六条 第十一条の施行日前に発生した事項について改正前のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅうう師等に関する法律第九条の二(同法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定により届け出なければならないこととされている事項の届出については、なお従前の例による。
(その他の処分、申請等に係る経過措置)
第十三条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされいる許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)に対するこの法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、附則第五条から第十三条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、改正後のそれぞれの

法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。
(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)

第十五条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定める。

附 則 (平成七年五月一二日法律第九一)

(号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五

条、節名並びに二款及び款名を加える改正規

定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分

(両議院の同意を得ることに係る部分に限る

)に限り、第四十条中自然公園法附則第

九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項

に係る部分に限る)、第二百四十四条の規定

(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に

係る部分を除く)並びに第四百七十二条の規

定(市町村の合併の特例に関する法律第六

条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部

分を除く)並びに附則第七条、第十一条、第

十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四

項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第

百五十七条第四項から第六項まで、第一百六

三条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二

百二条の規定)公布の日

(厚生大臣に対する再審査請求に係る経過措置)

第七十四条 施行日前にされた行政手続に係る第一百四十九条から第一百五十一条まで、第一百八十七条、第一百五十八条、第一百六十五条、第一百六十六条、第一百七十二条、第一百七十三条、第一百八十八条、第一百七十五条、第一百七十六条、第一百八十九条、第一百九十五条、第二百一十条

条、第二百八十八条、第二百二十四条、第二百十九条から第二百二十一一条まで、第二百二十九条又は第二百三十八条の規定による改正前の児童福祉法第五十九条の四第二項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十二条の四、食品衛生法第二十九条の四、旅館業法第九条の三、公衆浴場法第七条の三、医療法第七十一条の三、身体障害者福祉法第四十三条の

二第二項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十二第二項、クリーニング業法第十四条の二第二項、狂犬病予防法第二十

五条の二、社会福祉事業法第八十三条の二第二

項、結核予防法第六十九条、と畜場法第二十

条、歯科技工士法第二十七条の二、臨床検査技

師、衛生検査技師等に関する法律第二十条の八

の二、知的障害者福祉法第三十条第二項、老人

福祉法第三十四条第二項、母子保健法第二十六

条第二項、柔道整復師法第二十三条、建築物に

おける衛生的環境の確保に関する法律第十四条

第二項、廃棄物の處理及清掃に関する法律第

二十四条、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査

に関する法律第四十一条第三項又は感染症の予

防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

第六十五条の規定に基づく再審査請求について

は、なお従前の例による。

(厚生大臣又は都道府県知事その他の地方公共

団体の機関がした事業の停止命令その他の処分

に関する経過措置)

第七十五条 この法律による改正前の児童福祉法第四十六条第四項若しくは第五十九条第一項若しくは第三項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第八条第一項(同法第十二条の二第二項において準用する場合を含む)、食品衛生法第二十二条、医療法第五条第二項若しくは第二十五条第一項、毒物及び劇物取締法第十七条第一項(同法第二十二条第四項及び第五項で準用する場合を含む)、厚生年金保険法第一百条第一項、水道法第三十九条第一項、国民年金法第一百六条第一項、薬事法第六十一条第一項若しくは第七十二条又は柔道整復師法第十八条第一項の規定により厚生大臣又は都道府県知事その他の地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるものの

ほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当

規定により国又は地方公共団体の相当の機関に

対して報告、届出、提出その他の手続をしなけ

ればならない事項についてその手続がされてい

ないものとみなして、この法律による改正後

それぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第百五十九条 施行日前にされた国等の事務に係る場合を含む)、厚生年金保険法第一百条第一項及び劇物取締法第十七条第一項若しくは第二

項(同法第二十二条第四項及び第五項で準用す

る場合を含む)、厚生年金保険法第一百条第一項、毒

物及び劇物取締法第十七条第一項若しくは第二

項(同法第二十二条第四項及び第五項で準用す

る場合を含む

の他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（訴えの提起については、なお従前の例による。）の訴えの提起による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるもの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

第九条（罰則に関する経過措置）

この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十条（その他の経過措置の政令への委任）

附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日